

盛岡地方振興局長告示第 82 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 19 第 3 項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 6 月 22 日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370100299	第二松園ハイツ指定訪問入浴介護事業所	盛岡市西松園二丁目 5 番 1 号	平成 19 年 5 月 31 日